

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県公報

◇訓令

(鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程)

目 次

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を次のとおり定める。

昭和四十年一月十四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程

第一条 鳥取県行幸啓奉迎本部で取り扱う文書に付する

(記号)

記号は、別表のとおりとする。

(記名)

第二条 公文の記名は、本部長、副本部長又は主務部長名を用いるものとする。

附 則

この訓令は、昭和四十年一月十四日から施行する。

別 表

総務部

調達班

献上品班

道班

接待班

総務班

総務班

接待班

総務班

接待班

総務班

接待班

総務班

接待班

奉

奉

奉

奉

奉

奉

奉

奉

大

大

大

大

大

大

大

大

宿

招

手

会

總

報

調

接

総

総

総

総

総

総

総

総

| | | | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|------|-------|------|-----|-----|-----|
| 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 | 總務部 | 衛生部 | 農林部 | 社會教育部 | 御視察部 | 奉迎部 | 奉迎部 | 觀輸理 |
| | 工務班 | 防疫班 | 御視察班 | 御視察班 | 總務班 | 總務班 | 總務班 | 總務班 |
| | 衛生班 | 防疫班 | 農林班 | 農林班 | 厚生部 | 厚生部 | 厚生部 | 厚生部 |
| | 衛生班 | 防疫班 | 農林班 | 農林班 | 商工部 | 商工部 | 商工部 | 商工部 |
| | 衛生班 | 防疫班 | 農林班 | 農林班 | 大社部 | 大農部 | 大農部 | 大農部 |
| | 衛生班 | 防疫班 | 農林班 | 農林班 | 厚生部 | 厚生部 | 厚生部 | 厚生部 |
| | 衛生班 | 防疫班 | 農林班 | 農林班 | 總務部 | 總務部 | 總務部 | 總務部 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 奉行 |
| 工務部 | 衛生部 | 農林部 |
| 總務部 | 防疫部 | 農商部 |
| 施道 | 設路 | 班班 |
| 施道 | 設路 | 班班 |
| 施道 | 設路 | 班班 |
| 施道 | 設路 | 班班 |

発行日

火、金

印 刷 者 烏取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
一部月額二五〇円(送配料刷共)
一所 县